

第六回国会 農林委員會議録 第四号

昭和二十四年十一月十四日（月曜日）

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事 松浦 東介君 理事 八木 一郎君

理事 藥師岩太郎君 理事 山村新治郎君

理事 井上 良二君 理事 小林 運美君

理事 竹村奈良一君 理事 寺島隆太郎君

足立 篤郎君 安部 俊吾君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

河野 謙三君 中村 清君

原田 雪松君 平澤 長吉君

平野 三郎君 淵 通義君

村上 清治君 山本 久雄君

渡邊 良夫君 足鹿 覺君

石井 繁九君 坂口 主税君

寺本 齋君 小平 忠君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

（青森局長） 山根 東明君

農林事務官 山根 東明君

委員外の出席者

農林技官 齋藤 弘義君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

十一月十二日

栄村大字高田麦の耕地整理事業費国

庫補助の請願（上林與市郎君紹介）

（第一五八号）

農業災害補償法の一部改正に関する

請願（平野三郎君紹介）（第一五九

号）

森林組合技術員の待遇改善に関する

請願（佐々木盛雄君紹介）（第一六〇

号）

女満別村所在の国有牧野拂下の請願

（松田鐵藏君紹介）（第一七九号）

指定農林物資検査法の一部改正に関

する請願外一件（松田鐵藏君紹介）

（第一八一号）

郭公尾ため池築設工事継続の請願

（岡延石工門外一名紹介）（第一八

四号）

松炭生産者救済に関する請願（深澤

義守君紹介）（第一八七号）

昭和二十四年度干拓予算増額の請願

（佐竹晴記君紹介）（第一九〇号）

桑園肥料に対する補助金を継続交付

の請願（平野三郎君紹介）（第二二

号）

網野町字下岡地内の田地所有権確認

に関する請願（大石ヨシエ君紹介）

（第二二三号）

てん菜糖業助成に関する請願（高倉

定助君外七名紹介）（第二二六号）

同（飯田義茂君外七名紹介）（第二

七号）

土地改良法の一部改正に関する請願

（志田義信君紹介）（第二二八号）

十六合村の耕地整理事業費国庫補助

の請願（志田義信君紹介）（第二二九

号）

香川県の農業水利事業継続の請願

（島田末信君紹介）（第二三〇号）

廣瀬村地内国有林の一部拂下促進の

請願（庄司一郎君紹介）（第二三一

号）

競馬法の一部改正に関する請願（石

原園吉君紹介）（第二四四号）

持込配給完全実施並びに還元米配給

価格引下げの請願（石原園吉君紹介）

（第二四六号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

荒廃林地復旧費増額に関する陳情書

（東京都千代田区永田町二丁目一番

地日本治山治水協会会長和田博雄）（第

七号）

農業災害補償制度拡充強化に関する

陳情書（廣島県農業共済組合平尾松

太郎）（第九号）

競馬法一部改正の陳情書（岐阜市岐

阜県知事武藤嘉門）（第一一〇号）

農地調整法等一部改正の陳情書（香

川県高松市議会議長藤本慶一）（第三

一〇号）

耕地面積並びに地方調査施行の陳情

書（香川県高松市議会議長藤本慶一）

（第三六号）

官有林を市町村に拂下の陳情書（香

川県高松市議会議長藤本慶一）（第三

七号）

農業調整委員会に対する補助増額の

陳情書（香川県高松市議会議長藤本

慶一）（第四二二号）

米穀の補正割当に関する陳情書（群

馬県邑栗郷郡谷村長岩上恭治外九

名）（第五六号）

治山治水工事に関する陳情書（福島

県南会津郡地方町村会長細井新吉）

（第五七号）

早場米奨励金国庫交付増額に関する

陳情書（富山県富山県議会議長高原

耕造）（第六〇号）

耕地災害復旧事業費に対する国庫補

助の陳情書（東京都議会議長石原永

明外九名）（第六三三号）

薪炭の政府買上を廃止し自主的統制

に変更の陳情書（東京都議会議長石

原永明外九名）（第六五五号）

治山治水事業の全額国庫負担等に関

する陳情書（東京都議会議長石原永

明外九名）（第六六号）

中央作況決定審議会に知事代表加入

の陳情書（東京都知事安井誠一郎）

（第七一〇号）

土地改良並びに災害耕地復旧事業に

対する国庫補助復活の陳情書（富山

市富山県議会議長高原耕造）（第七三

号）

食糧政策に関する陳情書（鳥取市東

品治町千九百五番地門田定藏外二

名）（第八一〇号）

北海道のかん害寒害調査に関する陳

情書（札幌市北四條西一丁目一番地

北海道かん害対策委員長外田岩雄）

（第九一〇号）

土地改良並びに災害復旧事業費の追

加予算計上等に関する陳情書（新潟

市新潟県議会議長兒玉龍太郎）（第九

九号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

家畜伝染病予防法の一部を改正する

法律案（内閣提出第二三三三号）

○小笠原委員長 これより会議を開き

ます。

去る十月三十一日内閣提出による家

畜伝染病予防法の一部を改正する法律

案が本委員会に付託に相なりました。

本日は本案を議題としその審査に入り

ます。まず政府の提案理由の説明を求

めます。

家畜伝染病予防法の一部を改正

する法律案

正する法律

案が本委員会に付託に相なりました。

本日は本案を議題としその審査に入り

ます。まず政府の提案理由の説明を求

めます。

家畜伝染病予防法の一部を改正

する法律案

正する法律

家畜伝染病予防法（大正十一年法

律第二十九号）の一部を次のように

改正する。

第二十四條第一項中「三万円」を

「九万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年一月

一日から施行する。

2 この法律施行前に第二十四條第

一項各号の一に該当した家畜又は

物品について、その所有者に対し

交付する手当金については、なお

従前の例による。

○坂本政府委員 ただいま御審議を願

います家畜伝染病予防法の一部を改正

する法律案の提案理由を説明いたしま

す。

現在都道府県知事は、家畜伝染病の

予防、制定のために、定期的に、また

は緊急の場合に家畜の検診を行うとと

もに、免疫血清もしくは予防液の注射

あるいは薬浴等を実施し、万一伝染病

が発生した場合または蔓延の危険が濃

い場合に、これを防遏する手段とし

て、伝染病にかかった家畜の隔離また

は殺処分を行い、また病畜に汚染した

第一類第九号 農林委員会議録 第四号 昭和二十四年十一月十四日

物品の焼却、埋却を行い、他方一定の地域を限つて、家畜の出入りもしくは往來の禁止または伝染病の病畜を伝播するおそれがある物品の運搬の制限を行ふ等の緊急措置を講じ、その目的達成に努めてゐるのであります。しかし、

経済、生産経済、労働経済を最も有効に利用し、農村経済復興のために畜産を大きく取上げられる段階に立ち至つたものと、欣賞にたえないのであります。この大事な畜産、すなわち各家畜も、一たび伝染病にかかれば、

に幾多の努力を拂うべき問題があると思ふのであります。伝染病によつてごうむる損失は、国家のみならず末端の農村におきましては、直接その影響はきわめて重大であるのであります。そのために農村復興をはばんでおる点が、從來かなりあつたのであります。

御示し願ひたいと思ふのであります。乳牛は特に農村復興の目的をもちまして、最近全国的に酪農振興地帯が急速に増加しております。この現状から見まして、本症の撲滅策は最も急を要する問題であると思ふのであります。

す。政府はこの際稀薄で手のまわらない地方の防疫陣營を強化して、二百万頭以上に上る乳牛、役肉牛の検診を強行し、もつて繁殖障害の除去と人工受精を励行し、無畜農家の解消に努め、生産率の向上に最善を盡す考えがあるかどうか。なお本症により二十三年度において九頭、二十四年度十一頭の殺処分を行つてゐるのであります。私は不思議でたまらないのであります。トリコモナスで殺処分するといふことは、獣医学上私も不思議にたえない。どういふ意味でトリコモナスによるものを殺処分しなければならぬか。よほどの合併症があつたのであるかどうか、この点をわたし申し上げたいと思ひます。

で、家畜の殺処分もしくは物品の焼却、埋却等の処置または予防注射等を行ひましたために生じた家畜の死亡等に対しましては、三万円を越えない範囲内で政令の定める額の手当金を、都道府県知事がその所有者に交付するように定められ、しかもその費用は現行法第二十三條の規定によつて国が負担することになつてゐるのであります。しかしながらこの手当金額につきましては、家畜及び物品の最近における著しい値上りに比較して少額に過ぎ、殺処分、その他防疫上必要な処置の徹底を期したい実情にありまして、これらに対する手当金の額を、九万円を越えない範囲まで引上げ、防疫事業の完壁を期するとともに、畜産業の健全なる発達に資せしめようとするのが本改正法律案の趣旨であります。

金融の逼迫は言語に絶するものがあるのであります。從來のごとくでは罹病処分をされた場合に、農家はその金額があまりにも少額であるために、小牛さへも買ふことができなかったというやうな、実に悲惨な状況を私どもはしよつちゆう見せつけられて来ておつたのであります。この機会にこの悲惨な状況を一々申し上げますと時間をとりますので省略いたしますが、今日ここにこの改正案を出されたことは、全面的にこれを満足するものではないかもしれませんが、しかしながらこの機会にこの点を二・五倍の増額におとりはからいになつたといふことは、まことに時宜に適切な処置として全国養畜農民は喜んでおることを思ふのであります。

伝染病のうちでも、多数表の上には上つておりますが、このうちでも重要なものをつまんで聞きたいと思ふ。伝染病の発生表を見ますと、最も恐るべき牛疫(リントバースト)、鼻疽等は影をひそめ、炭疽、氣腫疽、仮性皮疽、ヒロプラズマ等は漸次減つてはおりますけれども、まだ馬の脳炎であるとか、ブルセラ、牛の結核であるとか、トリコモナス、馬の伝染、豚コレラ、ひなの白痢等は著しく増加の道程をたどつております。これら各種別に質問を試みたいと思ひますけれども、時間の都合上省略いたしますので、このうちで最も多発して、殺処分が多い大動物中の牛の結核であるとか、牛のトリコモナス、馬の伝染性貧血についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

これは二十三年度の罹病頭数は二千二百七頭であり、殺処分が九、二十四年度の一月から八月までは、罹病頭数が千四百四十四頭、殺処分が十一でありまして、本症の罹病総数はきわめて少いといふに言われてはおりますが、私はこれを厳密に調査いたしましたならば、少くともその統計表の十倍に近いものがあると思ひます。本病はあまり恐るべき疾病ではないのであります。生産増殖上重大な影響を與えるものであります。

第三点は馬の伝染性貧血症であります。これは二十三年度は罹病頭数千七百七頭、死亡三十九、殺処分九百六十五、二十四年度は一月から八月までに罹病が千二百六十六頭、死亡三十、殺処分八百四十九となつております。本症は家畜伝染病中最も発見に至難でありまして、病原細菌も今日まで不明瞭であります。潜伏蔓延の伝播力はきわめて強大であります。私どもはこの数字から見まして、この伝染性貧血というものは、少くともトリコモナスと同様の、十倍以上のものが日本の馬匹にはあると考へるのであります。昭和十八年の陸軍獣医部のあつた時分に、これを調査してゐるところによりまして、その当時の罹病率は全馬匹の一九・三%であるといふことではあります。現在では少くとも三〇%がこれにかかつてゐるのではないかと思ふのであります。その当時の国内馬数は百五十万頭と稱されておりますが、現在では百

〇小笠原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。引続き本案に対する質疑に入ります。原田雪松君。

〇原田委員 本日家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案、要するに二十四條の一項の各号を改正せられるというところは、まことに慶賀にたえないのであります。日本の再建のためにも、畜産の重要性にかんがみ重要だと存じますが、有畜営業によるところの肥料

す。政府はこの際稀薄で手のまわらない地方の防疫陣營を強化して、二百万頭以上に上る乳牛、役肉牛の検診を強行し、もつて繁殖障害の除去と人工受精を励行し、無畜農家の解消に努め、生産率の向上に最善を盡す考えがあるかどうか。なお本症により二十三年度において九頭、二十四年度十一頭の殺処分を行つてゐるのであります。私は不思議でたまらないのであります。トリコモナスで殺処分するといふことは、獣医学上私も不思議にたえない。どういふ意味でトリコモナスによるものを殺処分しなければならぬか。よほどの合併症があつたのであるかどうか、この点をわたし申し上げたいと思ひます。

第三点は馬の伝染性貧血症であります。これは二十三年度は罹病頭数千七百七頭、死亡三十九、殺処分九百六十五、二十四年度は一月から八月までに罹病が千二百六十六頭、死亡三十、殺処分八百四十九となつております。本症は家畜伝染病中最も発見に至難でありまして、病原細菌も今日まで不明瞭であります。潜伏蔓延の伝播力はきわめて強大であります。私どもはこの数字から見まして、この伝染性貧血というものは、少くともトリコモナスと同様の、十倍以上のものが日本の馬匹にはあると考へるのであります。昭和十八年の陸軍獣医部のあつた時分に、これを調査してゐるところによりまして、その当時の罹病率は全馬匹の一九・三%であるといふことではあります。現在では少くとも三〇%がこれにかかつてゐるのではないかと思ふのであります。その当時の国内馬数は百五十万頭と稱されておりますが、現在では百

す。政府はこの際稀薄で手のまわらない地方の防疫陣營を強化して、二百万頭以上に上る乳牛、役肉牛の検診を強行し、もつて繁殖障害の除去と人工受精を励行し、無畜農家の解消に努め、生産率の向上に最善を盡す考えがあるかどうか。なお本症により二十三年度において九頭、二十四年度十一頭の殺処分を行つてゐるのであります。私は不思議でたまらないのであります。トリコモナスで殺処分するといふことは、獣医学上私も不思議にたえない。どういふ意味でトリコモナスによるものを殺処分しなければならぬか。よほどの合併症があつたのであるかどうか、この点をわたし申し上げたいと思ひます。

では市場法がなくなつたために、あるいはまた一面において、従来において家畜商に対しては、ある程度の試験制度を設けて、相当制約をしておつたのでありますが、それが家畜商法のきわめておきなりな点と、一方に市場法がなくなつたために、今日はわれわれの方では三倍くらいに家畜商人が激増しておるわけでありまして、そして盛んに庭先取引が行われておるわけでありまして、りつばな市場を持つておりながら、市場取引というものが順次すたれて行く傾向が顯著であります。これは実に悲しむべきことであつて、どうしても市場法を制定して、市場中心の取引にしなければ、公正な取引はできないと思ひます。また家畜の基準相場と申しますか、公正な価格が出て来ないわけでありまして、結局言葉をかえてみると、三倍に家畜商がふえたということとは、生産者が三倍の家畜商を養つておることと同義語であらうと思ふのであります。各府県において、一つの條例あるいは規定を設けてやつておりますけれども、こういうような各府県がまち／＼なことでは、眞の統制はできないわけでありまして、どうしても一本の市場法というものを定め、また一面から言へば、家畜商に対して、もう少し家畜病理というやうなむずかしい点はないにしても、相当な欠格條件を設けて、相当信用のある者に免許を付與する方法でない場合においては、特に馬匹の点において、病馬あるいは関節等に異常を来したものを、だまして悲劇をかゝる例がきわめて多いのであります。結局庭先取引は弊害のみ伴うものであつて、公正な取引はできないわけでありまして、どうしてもこの際

においては、一本の市場法を制定して、取引の公正を期することがまず第一要件であり、さらに家畜商というものを、相当な欠格條件を設けて、これをある程度整理することが、目下の急務ではないかと私も痛感しておるわけでありまして、そして全国的に施設のある市場を百パーセント利用することではなくてはならない。今日では市場中心取引の府県もありませんけれども、所によると、設備が立ち腐れのやうな状態に追い込まれておる現状であります。これに対して政府においては、何か政府提案として市場法を制定せられようか。またこの家畜商を、今のやうな公民であつたとしてもやれるやうな、こんな乱雑なことをやつてははしやうがないと思ふのであります。これに対して何か打つ手をお考えになつておるか。その点をお聞きしたいと思ひます。もし政府になれば、私たちは議員提出として、この市場法を制定しなくてはならぬといふに痛感しておるわけでありまして、

○山根政府委員 お答えいたします。家畜の取引を公正にするために、家畜市場法が必要だという御意見でございますが、実は私も似たいふ大體さういふやうな考え方に基きまして、各府県に取引の実情を照会いたしておるわけでありまして、この実態がわかりました上で、必要があります場合には、最も適当な法制についても考えて参りたい。かような趣旨から、ただいま準備をいたしておるわけでありまして、

○山根政府委員 資格の問題であります。御承知のように、前国会に家畜商法が議員提出として出たわけであり

すが、この資格が御意見によりまして、少しルーズに過ぎやしないかといふやうなお話のようにも承るのであります。が、実は最近の法制の建前といたしましては、特に一定のあの法律に規定してあります。欠格事項がない限りのものであります。家畜商の免許を與えるという行き方がとられておるわけでありまして、私どもの考え方といひましては、今たまたまこの法律を改めまして、さらにもつと厳格な資格制度なり、あるいはその他の免許制度をとるといふやうな考え方は、現在のところいたしてないものであります。

○藥師神委員 ある点から考えれば、あるいはルーズなやうな、やりつばなしの方法も一面にはまぬかれぬと思ふわけでありまして、私が今申したやうに、欠格事項がないといふことは、嚴密な獣医試験のやうなものではないにしても、ある程度まで家畜に対する経験と、信用といふものが付随しないと、弊害も多くて利益は一つもないわけでありまして、これは市場法といふものが制定されれば、さういふ点も一面においては相当抑圧することができると思ふわけでありまして、さうして庭先取引を現在の状態に置いたならば、ますます素質の悪い業者によつて、生産者は売りにたくないのも、毎日二、三人が組みになつて詰めて来て、これをせがみに来るといふやうな状態、仕事もさせないといふやうな状態が頻りに行われてゐるわけでありまして、さういふ意味で言つても、市場法といふものを早く制定する必要があると思ふのであります。われわれの県のごときは、大阪以西において尾道に次ぐ市場を最近建てたのであ

りますけれども、ほとんど放置されてゐる現状を見ておるのであります。これはすみやかに一本の統制ある市場法といふものを制定して、今の庭先取引を抑圧すれば、公正な取引ができると同時に、さういふ素質の悪い家畜商を駆逐することもまた可能であると考えますので、早速に政府提案としてこの問題を検討されるやうに、要望しておきます。

○井上(良)委員 大体本案には原則的に賛成であります。二、三の点についてちよつと質問をいたしたいと思ひます。

○井上(良)委員 本案には原則的に賛成であります。二、三の点についてちよつと質問をいたしたいと思ひます。

○井上(良)委員 二、三の点についてちよつと質問をいたしたいと思ひます。

○山根政府委員 殺処分をするわけでありまして、事情が當然逼迫いたしておるわけでありまして、県知事がまず県知事の権限において殺処分をいたしました上で、その報告を農林省に提出いたしまして、農林省から処分手当の交付をする、こういう順序になつております。

○井上(良)委員 そこが非常に大事なところであります。問題は従つて地方庁の処置に一任してあつて、これが伝染病その他でどうしても殺さなければならぬ、殺処分には付さなければならぬといふ事実に基いたものでなければいけません。万が一それ以外の必要から殺したもので、この防疫委員と申しますか、予防委員と言ひますか、その委員の報告に基いて、その頭数は変更できる危険がなきにしもあらずです。それは報告に基いて政府からそれだけの手当を支給するのでありますから、現場確認は政府としてはやらないのですから、そ

して、大体予定いたしましたしては、明年の一月以降新しい基準で手当を交付したい、かように考えております。新しい予算は七千九百八十二万円、これに伴ういろいろ経費があります。殺手当の総額といたしましては、一月以降三千六百十五万五千三百二十八円であります。今まで低い基準でやりましたときの予算額を御参考までに申し上げますと、二千五百二十四万二千九十六円、低い基準でありますれば、年間これでもかなえる予定であつたのであります。が、明年一月以降高い基準でやりますために、その不足分が三千六百十五万五千三百二十八円、こういうことになつております。

○山根政府委員　畜産復興五箇年計画の進捗状況は、それ／＼の家畜別に詳細な数字をもつて、後刻お手元に報告資料を差上げたいと思いますので、概要をここで私から申しますと、本年を第一年としてスタートした五箇年計画であります、飼料その他いろいろ／＼な條件が悪かつたにもかかわらず、一口／＼に申しますと、非常に順調に進んでおるのであります、たとえて申しますと、乳牛はすでに計画目標の三年先の頭数にまで進んでおります。それから役肉用牛も同様に二年先の頭数になっております。馬がやや計画より内輪であります。また豚及びやぎは三年先の目標に進んでおり、めん羊は一年先を進

というふうに御了承を願いたいと思
ます。

○井上(良)委員　もうあと一、二点で
終るのでありますが、その畜産の五箇
年計画を進行しておる全国各県の状況
を調べてみると、結局飼料問題が非常
に重要な問題になつて、今あなたの御
説明になりました、ふえておりますの
は、自給飼料の關係でふえておるの
はないかと思つております。配給飼
料にはほとんど頼ることができない。
そういうことから、自給飼料に対する
政府の処置というものも、積極的にな
策を立てられなければならない。たゞ
に、農家が必要とする家畜飼料の保

全な飼料として配給されずに、やみ
肥料として農家に取引されておる。
かも非常に値段が高くて、どの農
も悲鳴をあげるような状態にあるの
す。魚かすの統制はどうなつて、おる
将来政府は飼料配給公団を一体どう
しようと考えるか。廃止しようとする
か、廃止した後一体飼料統制はいか
る機関と、いかなる方法においてや
うとするか、これは政務次官にひと
伺いたい。

それから、その次に伺つておきた
のは、牧野の問題であります。御承
の通り、日本の山地は大体全国の
六%を占めておりますが、このうち
木の植わつてない、つまり戦時中の

二十五年度予算案を総務省が提出した。この予算の中に、この三分の一が、畜産奨励に使うところの経費が計上されているやいなや、明確にしてもらいたい。以上の点をお答えを願いたい。

○坂本政府委員　ただいま井上委員からお話がありました飼料公団の改の問題でございますが、これは農林の所管しております他の公団と一緒に、いろいろこの整備につきまて、検討を加えつつあるのであります、ただいままだ最後の結論に到て、しておらないのでありますが、公を廃するといったしなくても、そのま自由にするということも、需給の面から見まていかかと思うのであり

役肉牛で成畜が九万円となつておりますが、しからば一号の場合に三万円もえらるものであるというふうに解釈していかどうかという点であります。

第二点として伺いたい点は、第二十四條の規定によりますと、一号、二号、三号とわかれておりまして、手当に相当な差があります。どうも私これを讀んでみましてその理由の察見に苦しむのであります。この差のあります理由を、いかように当局はお考えになつておるか。私の考えでは、たとえば一号の規定によりまして殺処分したものに付きまして、あるいは三号の前後によつて緊急に殺処分を受けずとも、やはり畜主が受けず被害というものは同じであります、この差が著しいのはいかなる理由によるかという点であります。

第三点として伺いたいのは、第二点として伺いましたと同様な趣旨であります。昨年来、私静岡岡県であります、相当数の殺処分を受けております。その実情を農民から聞きますと、たとえばツベルクリン反応によりまして殺処分の命令が出る。しかし第六條に規定されております病性鑑定の意味を含めて解剖までやつておる例がたゞさんあるのであります。ところが農民はその補償がやはり一万二千円で非常に苦しんでおる。第六條の規定を準用いたしますれば、五分の三でありますので相当増額されるわけであり、その場合、一應一応殺処分の命令の出るおるものはすべて一号で行くのであるかどうか。殺処分の命令が出ておつても、やはり病性鑑定というような意味合いから、第六條の規定では剖検という言葉を使つておりますが、剖

検をした場合にはむしろ第二号の適用すべきではないかというふうにも考えられるわけであり、これに對するお考えを聞きたいと思つております。このようないふ方が結局農民にいろいろ疑惑の念を起させて、あるいはまたやり方がずさんであるという氣持を起させて、いろいろ「非難」の聲の上つておるのを聞くのであります。この点をばつきり伺つておきたいと思ひます。以上三點についてお聞きいたします。

○山根政府委員 第一点の手当金額であります、お話のように、新しい基準によりますと、第一号屠殺の場合には三万円であり、第二号が五万四千円、第三号が七万二千円、こういうことになるのであります。一号、二号、三号にどうしてそれだけの差等をつけるかという御質問であります、一号は法律にも書いてありますように、伝染病にかつたあかつきには、家畜に對して法令上当然殺すわけでありまして、その場合には評価額の三分の一、言いかえれば、とにかく病氣にかつて、畜主としてはその事情はいろいろ、氣の毒な点があるものであります、ある程度畜主がその損失を負担してもらふという趣旨から、三分の一だけ手当を出すことにしたのであります。第二号の病性鑑定のための法令殺に對しましては五分の三で、一号の場合より若干手当をよくいたしてゐるのであります、これは国の必要と申します、畜主の欲目で、ある程度あきらめかねる点を以て殺処分にするというような關係でありますので、手当額を多くしたわけであり、そういう意味から、三に至りますと、さらに五分の四というふうな、ほとんど金額の手当を出すということになつております、これは國がやりました予防注射のためには運悪く伝染病を起した、あるいはそのために殺さなければならなかつたというふうな事情であるからであります。このように、それ／＼の場合畜主の立場が異なりますので、それに應じてかような差等をつけたのであります。

それから、実は第一号で屠殺したものをあとで解剖する場合があるのであります、これは殺された畜主が、どうも病氣ではなかつたのじやないかと、氣持がおりますから、その前でこれを明らかにして、そういう誤解を一掃し、さらに今後における啓蒙をする趣旨で、一号で屠殺したものに對しまして、これを解剖する場合が実はあるものであります、その場合、手当として、やはり三分の一の手当しか出せないのじやないか、かように考えております。

○足立(篤)委員 第二点について、どうもお答えが釈然といたしません。先ほど各委員から御意見がありました通り、伝染病の予防をすることが大切でありますから、そういう意味から考へると、あまり少額な手当では、ひた隠しにこれを隠しまして、効果が上らないという点が考えられるわけでありまして、ただいまの御説明では、どうもこれだけの大きな差をつけよう意味が私にははつきりのみこめないのであります。特に私が伺ひましたのは、一号の場合と二号の前後の場合、ベストの場合にはそれほどの差があるかどうかということを伺つたのに對して、ただいまの局長のお答えは後段の第七條の規定により云々という場合です。これは私はもつともであると思つて伺ひなかつたのであります、これではお答えにならないのであります。この点、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

なおただいま申し上げた、予防の完璧を期するという見地から、この一号の場合には少くとも半額程度まで増額する必要があるのじやないかと考えますが、これに對する当局の御所見を承つておきたいと思ひます。

○山根政府委員 一号の場合と二号の前後の場合とは、少し差がひど過ぎはしないかという御趣旨のようであり、先ほど申しましたように、一号であります、これは明らかに病氣にかつてゐるのであります、畜主としても運の悪かつた点はあるのでありますけれども、やはり畜主はその三分の二は負担するということではないかという考えで、三分の一に對してありますが、三号の前後になりますと、一見／＼してあります、畜畜をわり／＼屠殺するわけであり、そので、畜主としてもいかにあきらめかねる点もあるものであります、これはその間にそれだけの差が不当じやないかという事は、御意見としてはあるかと思ひます、私どもとしましては、これにつきましては將來研究はしたいと思つておりますけれども、現在の考え方としましては、その間にそういう考へ方に基いて差別をつけておるわけであり、

○足立(篤)委員 半額ぐらいふやしらどうですか。

○山根政府委員 一号の家畜手当を増額することについては、もちろん予算の關係もあるわけではありますけれども、私どもとしましては、もちろん伝染病殺処分にした家畜の死体の、たとえば皮でありますとか、場合によりましては肉等も利用できるわけでありまして、これらの利用価値、さらには家畜共済金の支拂いというふうなことをすべて計算いたしまして、十分と存じませんけれども、畜主に對してそう不當な負担はかけないという計算のもとに、実は予算の關係もございまして、三分の一と決定しておるわけでありまして、さらに研究の上、あるいは非常に不当に畜主に迷惑をかけるというふうな事情でありますならば、もちろん研究をいたして参りたいと思ひるわけであり、

○小笠原委員 なお委員長から御注意申し上げておきますが、殺処分の問題は、この法案の実施にあたりまして、よく地方庁と連絡をとられて、誤診の結果殺処分付したり、あるいはまた一部の獣医が感情によつて殺処分にしたなどという宣伝ができたというようなことであつては、非常に遺憾でありますから、十分連絡をとつて、抜本的に検査をするような実施に當りたいと思ひます。

他に質疑はありませんか——別に質疑もないやうでありますから、これにて質疑は終局いたしました。

引續き本案に對する討論に移ります。討論の通告はありませんが、この際討論を省略して、ただちに本案に對する採決を行います。

○山根政府委員 一号の家畜手当を増額することについては、もちろん予算の關係もあるわけではありますけれども、私どもとしましては、もちろん伝染病殺処分にした家畜の死体の、たとえば皮でありますとか、場合によりましては肉等も利用できるわけでありまして、これらの利用価値、さらには家畜共済金の支拂いというふうなことをすべて計算いたしまして、十分と存じませんけれども、畜主に對してそう不當な負担はかけないという計算のもとに、実は予算の關係もございまして、三分の一と決定しておるわけでありまして、さらに研究の上、あるいは非常に不当に畜主に迷惑をかけるというふうな事情でありますならば、もちろん研究をいたして参りたいと思ひるわけであり、

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り全会一致をもつて可決せられました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめまして、次会は公報をもつてお知らせすることに、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕